

# 遺言信託

遺言  
信託



あなたの想いを未来へ託す。

それが、遺言信託です。

この商品に関するお問い合わせは

**株式会社 千葉銀行**

資産承継サポートデスク TEL：043-301-8178

ちばぎんホームページ <http://www.chibabank.co.jp/>

元気なうちに準備をしましょう!

相続のご相談承ります!!



こんなときは、

当行の『遺言信託』にお任せください!

お客さまと相続人さまのお役にたちます!

遺言を作成しておけば

**遺言者さまの考えが尊重されます**

遺言者さまの意思で、相続財産を分けることができます。

**遺産分割協議が不要です**

遺産分割協議が不要となり、相続人さまの負担が軽減されます。

※将来相続人となるのは誰なのか確認してみましょう。⇒3ページへ

当行の遺言信託なら

**遺言作成時には…**

- ①当行が遺言作成のお手伝いをいたします。
- ②作成した遺言は、当行が相続発生時までお預かりします。

**将来の相続発生時には…**

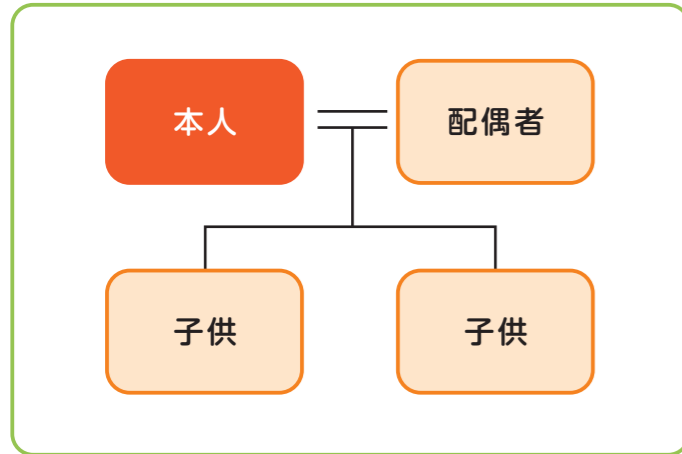
- ①当行が遺言執行者となって金融資産等の相続手続きを行います。
- ②相続人さまのよき相談相手となれます。

※相続発生時における主な手続きの流れを確認してみましょう。⇒7ページへ

# 将来相続人となるのは誰なのか確認してみましょう!

## 相続の権利について

### ケース① 子供がいる場合



### 相続検討のポイント

- 相続発生時の手続きは誰が行うのか。
- 配偶者にどの程度の資産を遺すのか。
- 子供たちにどのような配分で遺すのか。

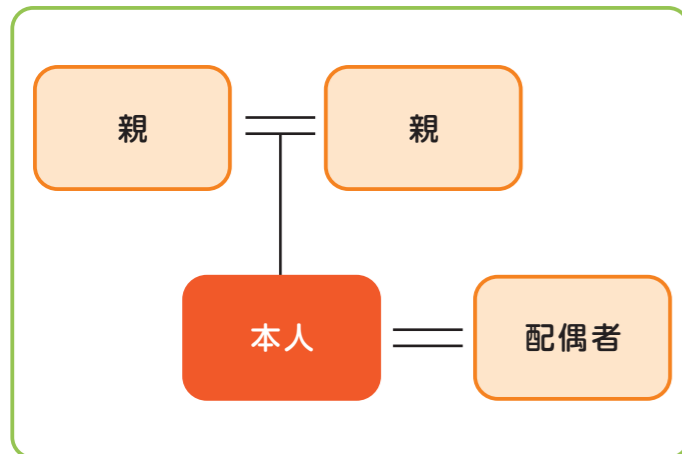
### 法定相続割合と遺留分

※遺留分については6ページを併せてご確認ください。

相続人	相続人の組合せ	配偶者と子供	子供のみ
配偶者		1/2 (遺留分1/4)	-
子供		1/2 (遺留分1/4)	全部 (遺留分1/2)

※子供が複数いる場合には、権利を人数で等分することになります。  
 ※子供が先に亡くなっている場合には、その子供(孫)に権利が代襲されます。

### ケース② 子供がいない、親がいる場合



### 相続検討のポイント

- 相続発生時の手続きは誰が行うのか。
- ご両親にも法定相続分や遺留分があります。
- 配偶者は、義理のご両親と遺産分割協議が必要になります。

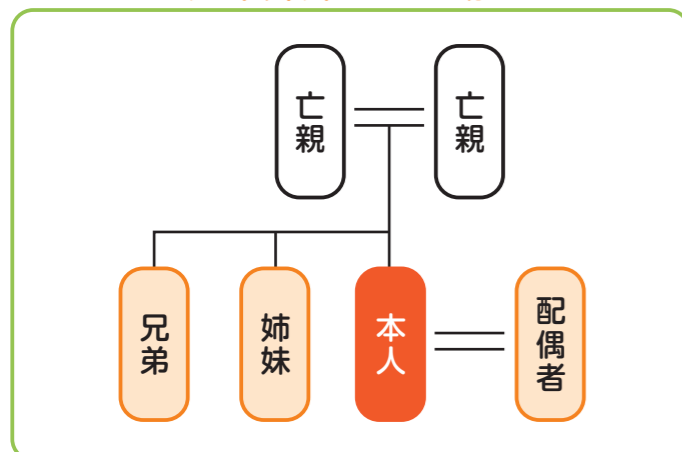
### 法定相続割合と遺留分

※遺留分については6ページを併せてご確認ください。

相続人	相続人の組合せ	配偶者と父母等(直系尊属)	父母等(直系尊属)のみ
配偶者		2/3 (遺留分1/3)	-
父母等(直系尊属)		1/3 (遺留分1/6)	全部 (遺留分1/3)

※両親が共に健在である場合には、上記権利を等分することになります。  
 ※両親が亡くなっている場合でも、祖父母が存命の場合には祖父母に相続する権利があります。

### ケース③ 子供がいない、親もいない、兄弟姉妹がいる場合



### 相続検討のポイント

- 相続発生時の手続きは誰が行うのか。
- 配偶者は、義理のご兄弟姉妹甥姪と遺産分割協議が必要になります。
- 遠方にお住まいの方がいたりすると、とりまとめが大変です。

### 法定相続割合と遺留分

※遺留分については6ページを併せてご確認ください。

相続人	相続人の組合せ	配偶者と兄弟姉妹	兄弟姉妹のみ
配偶者		3/4 (遺留分1/2)	-
兄弟姉妹		1/4 (遺留分なし)	全部 (遺留分なし)

※兄弟姉妹が複数いる場合には、上記権利を等分することになります。  
 ※兄弟姉妹が先に亡くなっている場合には、その子供(甥姪)に権利が代襲されます。

## 公正証書遺言について

遺言には、いくつかの種類があり、それぞれの要式が法律で定められています。なかでも代表的なものが「自筆証書遺言」と「公正証書遺言」です。不要なトラブルを防止し、遺言の内容を確実に実現するために、公正証書遺言の作成をお勧めいたします。

	自筆証書遺言 (遺言者本人が自筆で作成する。)	公正証書遺言 (公証役場で作成する。)
メリット	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 自分自身のみで、手軽に作成できる。</li> <li>● 作成費用がかからない。</li> <li>● 誰にも内容を知られずに作成することができる。</li> <li>● 気軽に書き直しができる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 遺言者の意思を正確に遺言書にしてもらえる。</li> <li>● 形式不備の恐れがなく確実な遺言が作成できる。</li> <li>● 紛失、隠ぺい、改ざんのリスクがない。</li> <li>● 相続発生時には、家庭裁判所の検認の手続きをせずに、遺言執行者が手続きできる。</li> </ul>
デメリット	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 将来確実に手続きができる遺言にするには、一定の知識が必要。</li> <li>● 形式不備などにより無効になる恐れがある。</li> <li>● 紛失、隠ぺい、改ざん等により遺言書の内容を実現できない恐れがある。</li> <li>● 相続発生時には、家庭裁判所にて検認の手続きが必要となる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 公証役場を訪問するなど一定の手間がかかる。</li> <li>● 公正証書費用が必要となる。</li> <li>● 公正証書遺言の作成には、証人として利害関係が深くない人、2人以上の立会いが必要となる。</li> <li>● 公証人や証人(立会者)などに遺言の内容を知られる。</li> <li>● 遺言内容を変更する際には、再度公証役場での手続きが必要。</li> </ul>

## 相続にかかわる豆知識

### 【遺留分】

兄弟姉妹甥姪以外の相続人が、最低限受け取ることのできる相続割合のことです。

相続人に、一定の相続分を保証するために設けられました。

※遺言により遺留分を侵害された場合には、遺留分の権利を侵害された相続人が希望すれば、不足する部分を取り戻すことができます。

### 【寄与分】

被相続人の事業を手伝ったり、療養看護を熱心に行うなど、被相続人の財産形成などに特別に貢献した相続人は、遺産を分割する前に相続人全員の協議等を経たうえで、法定相続分に加え、割増の財産を遺産の中から取得することができます。この割増分の財産を、「寄与分」といいます。

※寄与分は、原則相続人にしか認められないため、それ以外の人特別に貢献した場合には、遺言等により配慮する必要があります。

### 【特別受益】

相続人の中に、被相続人より結婚資金、開業資金等の生前贈与等を受けた人がいる場合、相続分算定の際にこれらが考慮されることがあります。

その場合、被相続人の相続財産とその生前贈与分の財産を相続財産とみなして相続分を計算し、生前贈与を受けた相続人は、相続分から生前贈与分の価額を差し引いた金額が実際の相続分となります。この差し引いた生前贈与分のことを特別受益といいます。



# 相続発生時における主な手続きの流れ

相続発生	発生後3か月以内							発生後4か月以内							発生後10か月以内		
	→	▲	▲	○	—	☆	○	△▲	△	☆	☆	○	○	○	○	△	△
死亡届の提出	公的年金・健康保険の手続き	死亡保険金の請求手続き	公共料金等の引き落とし口座の変更等	相続人の確定・戸籍謄本等の取得	遺言書の有無の確認	自筆証書遺言の場合には家庭裁判所での検認手続き	相続財産の調査・把握	△▲ ※期限は、相続開始を知った日から3か月以内。 相続放棄・限定承認・単純承認の選択	△ ※期限は、相続開始を知った日の翌日から4か月以内。 被相続人の所得税申告・納付(準確定申告)	☆ 遺産分割協議の実施(遺言書のない場合)	☆ ※相続人に未成年者や意思表示が困難な方がいる場合に必要となります。 分割協議の際の特別代理人等の選任	○ 遺産分割協議書の作成(遺言書のない場合)	○ 預貯金・有価証券等の解約や名義変更	○ 不動産の相続登記	○ ゴルフ会員権等の各種権利の名義変更	△ 相続税申告書の作成	△ ※期限は、相続開始を知った日の翌日から10か月以内。 相続税の申告・納付

## [相続に関する手続きの種類]

■ = 公的機関等の手続き

■ = 相続財産関係の手続き

■ = 税金関係の手続き

## [当行がお手伝いできる業務]

○ = 当行が遺言信託で代行します。

△ = 専門家(税理士等)の紹介によりお手伝いします。

▲ = 手続きの方法や相談先についてご案内いたします。

☆ = 遺言信託を利用している場合に、不要となる手続き。

## 遺言信託のポイント

- ★ 相続に関する手続きの多くを、当行が代行したり、お手伝いすることができます。
- ★ 相続人さまの相続手続きに関する不安や負担を軽減することができます。
- ★ 遺言信託により、あらかじめ準備をすることで、将来の相続発生時の円滑な資産承継が期待できます。

当行では、お客さまの円滑な資産承継をサポートするために、以下の商品をご用意しています。

## 遺言作成サポートサービス

### 《資産配分の事前検討》

※ お客さまの遺言内容の検討をサポートします。

#### ① 財産台帳の作成

財産の一覧を作成し、所有資産の現状を把握します。

#### ② 資産承継の方針検討

ライフプランや資産承継に対する考え方を整理します。

#### ③ 現状分析

資産承継の観点から現在の問題点を提起いたします。

#### ④ 報告書の交付

検討結果、分析結果をまとめて、報告書にいたします。

## 遺言信託(遺言執行引受承諾業務)

### 《遺言作成時》

#### 遺言内容の検討

相続財産の配分について決定していただきます。

#### 遺言書の作成

公証役場で、遺言書を作成していただきます。

#### ●遺言信託のメリット(当行が以下の手続きをいたします。)

- お客さまの考えに基づき当行が遺言書の文案を作成いたします。
- 公証役場との事前打ち合わせの必要がなくなります。
- 公証役場での証人として、当行職員が立ち会います。

### 《遺言保管時》

#### 遺言書の保管

当行が公正証書(正本)を保管いたします。

#### 定期確認

遺言書の書き直しが必要ないか定期的に確認いたします。

#### ●遺言信託のメリット(当行が以下の手続きをいたします。)

- 遺言書を厳重に保管いたします。
- お気軽に遺言内容の変更をご相談いただけます。

### 《遺言者逝去時》

#### ① 相続人さまへの遺言内容説明

遺言書の内容を相続人さまにお伝えします。

#### ② 相続財産の調査

遺言書記載の財産を調査して相続財産目録を作成します。

#### ③ ご資産の相続手続き

遺言書の内容に基づき、相続手続きを行います。

#### ④ 相続財産のお引き渡し

相続手続きが完了した財産を相続人さまにお引き渡しします。

#### ●遺言信託のメリット(当行が以下の手続きをいたします。)

- 相続人さま全員に遺言内容をお伝えします。
- 当行以外の金融機関等に預けられている財産も調査をいたします。
- 遺言書の内容に基づき相続手続きをいたします。

※但し、事情によってはやむを得ず、執行手続きを行わない場合があります。



# 遺言信託等の手数料

## 1. 遺言作成サポートサービス

手数料 864,000円（見直し手数料 108,000円 ※下記ご留意事項(2)参照）

※ この手数料は、遺言執行引受予諾業務の利用の有無に関わらず必要となります。

## 2. 遺言信託（遺言執行引受予諾業務）

### 遺言作成サポートサービス利用無し

引受予諾料 216,000円

※下記に該当する場合は、172,800円  
（通常料金－43,200円）

- ・当行株主優待クーポン利用者
- ・当行発行のスーパーカード、ちばぎんJCBカード、ちばぎんDCカード及び三菱UFJニコス発行のDCカードの個人ゴールド会員

変更手数料 54,000円

執行報酬 通常料金

財産評価基本通達に基づく相続税評価額による執行対象財産額（課税価格の特例等により減額される前の評価額）に下記執行報酬料率表の料率を乗じた額の合計額（消費税等込）

※但し、遺言執行報酬の最低報酬額は1,296,000円（消費税等込）となります。

遺言書保管手数料 月額 432円

### 遺言作成サポートサービス利用有り

引受予諾料 無料

変更手数料 54,000円

執行報酬 通常料金からの割引あり

- ① 通常料金が1,620,000円未満の場合  
540,000円
- ② 通常料金が1,620,000円以上の場合  
通常料金－1,080,000円

※万一、遺言執行引受予諾業務を解約しても、遺言作成サポートサービス手数料および見直し手数料は返金致しません。

遺言書保管手数料 月額 432円

### 執行報酬料率表

遺言執行対象財産の区分	料率
「千葉銀行」および「ちばぎん証券」に顧客として有する預金、投資信託、有価証券、信託商品等	0.324%

遺言執行対象財産の区分	料率
その他の財産	
1億円以下の部分	1.620%
1億円超3億円以下の部分	1.080%
3億円超の部分	0.540%

### [ご留意事項]

- (1) 手数料等には、消費税等が含まれています。また、手数料等は、今後の経済情勢の変動、銀行の取扱体制の変更等を理由として、弊行により将来変更される可能性があります。
- (2) 上記「1. 遺言作成サポートサービス」中の見直し手数料は、見直し契約時の当行所定の料金を適用させていただきます。また上記「2. 遺言信託（遺言執行引受予諾業務）」の遺言信託（遺言執行引受予諾業務）の手数料・報酬等は、予諾業務引受時の当行所定の料金を適用させていただきます。
- (3) 当行の手数料・報酬とは別に、以下の費用等がお客さまのご負担となります。
  - ① 戸籍謄本・不動産登記簿謄本等取寄費用
  - ② 公証役場での公正証書遺言作成費用（詳細は裏面）
  - ③ 遺言執行に必要な費用（財産調査に係る各種証明書等取得費用、相続手続きに係る振込手数料、不動産登記に係る司法書士への委任費用等）
  - ④ 相続税申告等に係る税理士報酬（当行業務の範囲外となります。）

# 公正証書遺言作成費用（ご参考）

公証人手数料令(平成5年政令第224号)

法律行為の目的の価額	手数料
100万円まで	5,000円
200万円まで	7,000円
500万円まで	11,000円
1,000万円まで	17,000円
3,000万円まで	23,000円
5,000万円まで	29,000円
1億円まで	43,000円
1億円を超え3億円まで	5千万円を増すごとに 13,000円増加
3億円を超え10億円まで	5千万円を増すごとに 11,000円増加
10億円を超えるもの	5千万円を増すごとに 8,000円増加

目的の価額の合計が1億円までの場合は、遺言書1通につき11,000円加算します。

(注)

1. 手数料は受遺者ごとに計算します。
2. 目的の価額は公証人が証書の作成に着手した時の価額によります。
3. 公証人に出張を求めた場合、別途日当及び旅費等が必要となります。
4. 正本・謄本交付手数料1枚250円が必要となります。